お客様各位 **受付番号：**

ご依頼の目的に沿った適切な試験を実施する為に，次の事項にご回答くださいますようお願いいたします。

**厚生省告示第370号 清涼飲料水・粉末清涼飲料 成分規格 検体情報記入用紙**

　 ＊アルコール飲料，乳飲料，乳酸菌飲料，スープ等の食品は，本規格の対象外です。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 該当の □にチェックを入れてください | | | |
| 種類 | 清涼飲料水 | ミネラルウォーター類 | 殺菌又は除菌を行わないもの  ＜容器包装内の二酸化炭素圧力＞  20℃で98kPa未満 （腸球菌・緑膿菌の試験有り）  20℃で98kPa以上  殺菌又は除菌を行うもの | |
| ミネラルウォーター類  以外の清涼飲料水  【A欄】・【B欄】  それぞれご回答ください | 【A欄】  下記以外の清涼飲料水  原料用果汁  冷凍果実飲料 | 【B欄】  りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするものか否か  該当する　（パツリンの試験有り）  該当しない |
| 粉末清涼飲料 | 乳酸菌の添加： 有り 無し [細菌数の試験方法が変わります] | | |
| 容器  包装  形態 | 金属製  [例：アルミ缶，スチール缶など] | | （スズの試験有り） | |
| 金属製以外  [例：アルミパウチ，ペットボトル，瓶，紙パックなど] | |  | |
| 飲用  分類 | そのまま飲用するもの | | （原体で試験） | |
| 原料用果汁(濃縮されていないもの) | |
| 濃縮原料用果汁 | | （ﾋ素，鉛，スズ及びパツリンは，濃縮した倍数の値を用いて試験）  濃縮倍数 倍 | |
| 希釈して飲用するもの | | （ﾋ素，鉛，スズ及びパツリンは，飲用希釈濃度で試験）  飲用希釈濃度を以下のいずれかにご記入ください。  ① 検体を 倍希釈  ② 検体 g ・ ml を水 mlに溶解  ③ 検体と水の割合 → 検体 ：水  ④ その他の希釈法  成績書に記載いたしますので，  具体的な数値でご提示ください。 | |
| その他 特記事項がございましたら，ご記入ください。 | | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| ◎注意事項 | 1. 最終製品でないものや開封品等では，一部の試験をお受けできない場合がございます。  別途ご相談ください。（混濁，沈殿物又は固形の異物，細菌検査は開封品ではお受けできません。）  2. 重金属項目は「限度試験」です。定量値（数値）をご希望の場合は，各項目の定量試験をお奨めいたします。  [参考] 本規格試験における重金属3項目の限度値（相当濃度）：ヒ素0.2ppm，鉛0.4ppm，スズ150.0ppm |

JFRL確認者